

「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)」のご案内

■FATCA(ファトカ)とは？

FATCA (ファトカ)とは、米国の税法である外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act) の略称です。FATCA は、米国の納税義務のある方が、海外(米国以外)の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定されました。

FATCA は米国以外の金融機関も影響を受けるため、日米当局はFATCA が日本の国内法に抵触することなく円滑に実施されるよう相互に協力する声明^(※1)を発表しました。FATCA および声明のなかでは日本国内の金融機関が実施すべき手続き(以下、「FATCA 確認」といいます)が示されています。

FATCA 確認では、預金口座を初めて開設する際や米国への転居をされる際、お届けいただいている現住所が米国国内である場合等に米国の納税義務者等(米国人等)であるかを確認するため、FATCA に関するご質問をさせていただく場合、書面等によりお客さまご自身にご申告いただく場合や、必要書類のご提示またはご提出をいただく場合があります。その結果、米国人等に該当する場合、お客さまの同意のもとに米国税務当局に預金口座情報等を報告させていただきます。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(※1) 正式には、「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」といいます。

■「米国人等」に該当するお客さま(米国税務当局への報告対象となるお客さま)

※いずれかに該当する場合、報告対象となります。

個人の場合

- ・ 米国市民(米国籍をお持ちの方)^(※2)
- ・ グリーンカード保有者(米国の永住権をお持ちの方)
- ・ 米国に居住している方^(※3)

(※2): **ご注意** 米国で出生された方は、裏面をご参照ください。

(※3): 米国居住とみなされる要件については、裏面をご参照ください。

法人の場合

- ・ 米国で設立された法人等
- ・ FATCA の枠組みに参加しない金融機関等
- ・ 主として投資事業を行う法人等のうち、25%超の議決権を取得されている米国人等の方が存在する法人等^(※4)

(※4): 詳細は、裏面をご参照ください。

■ 個人の場合 米国で出生されたお客さま

米国で出生された方は、現在の居住地に関わらず米国納税義務が生じる可能性があるため、所定の書類のご提出をお願いしております。

なお、現在米国籍をお持ちの方で、将来米国籍を放棄する場合には、米国籍の放棄後に所定のお手続きが必要ですので、お取引銀行にご連絡ください。

■ 個人の場合 米国に居住している場合とは？

一般的に、米国での滞在日数に関して、右記の条件を満たす場合、米国税務上、米国に居住しているとみなされます。

- 当年の滞在日数が 31 日以上かつ
- 以下の合計が 183 日以上
 - ・ 当年の滞在日数
 - ・ 前年の滞在日数の 3 分の 1
 - ・ 前々年の滞在日数の 6 分の 1

■ 法人の場合 主として投資事業を行う法人等のお客さま

投資事業を営む法人で、利息、配当金等が総収入の過半を占める場合、またはこれらを生み出す資産が総資産の過半を占める場合に、「主として投資事業を行う法人等」として取り扱われます。

「主として投資事業を行う法人等」に該当する場合、25%超の議決権を取得されている米国人等

の方が存在するか（一般社団法人等であれば代表権を有する方に米国人等が存在するか）、追加確認を行うため、必要書類をご提出いただきます。その結果、該当する米国人等が存在する場合、お客さまに加えて米国人等の株主さまからも所定の書類のご提出をお願いしております。

■ 米国税務当局への報告について

米国人等に該当する場合、お客さまや株主さまのお名前、ご住所、口座番号、納税者番号、口座残高、利息等を定期的に米国税務当局へ報告することが金融機関に求められています。

そのため、報告対象となるお客さまや株主さまから情報開示に関する同意書をご提出いただいたうえで、米国税務当局へ報告いたします。

■ FATCA 確認にご協力いただけない場合

FATCA 確認にご協力いただけない場合、その銀行で新規口座の開設をご希望のお客さま^(*)5)は、日米当局間声明の趣旨を踏まえ、口座を開設することができません^(*)6)。

また、すでに口座をお持ちのお客さまは、追加の口座開設については銀行によりお取扱いが異なる場合がありますが、すでにお持ちの口座はそ

のままご利用いただけます^(*)6)。ただし、日米租税条約にもとづき、お客さまの口座情報等は国税庁経由で米国税務当局に提供される可能性があります。

^(*)5) 口座開設お申し出の時点で、その銀行に口座をお持ちでないお客さまです。

^(*)6) 銀行によっては、ご協力の有無によらず、非居住者のお客さまは口座を開設できないケースや、すでに開設された口座について非居住者のお客さまであることが分かった場合には口座を閉鎖していただくケースがあります。

※FATCA に関する税務上のお取扱いがご不明な場合には、弁護士、税理士等の専門家に必ずご確認ください。

FATCA 対応においてお客さまへ提供が必要な情報

	お客さまへ提供を要する情報	根拠規定	FATCA 対応において提供が必要な具体的内容
(1)	当該外国の名称	規則第 17 条第 2 項 (※1)	米国へ提供しています。
(2)	適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	規則第 17 条第 2 項 (※1)	・個人情報の保護に関する制度有無 包括的な法令は存在しないが、公的部門に適用される法令として、電子通信プライバシー法 (ECPA) や医療保険の携行性と責任に関する法律 (HIPAA) があります。 ・個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報 ①EU の十分性認定は受けておりません。 ②APEC の CBPR システムに 2012 年 7 月 25 日に参加しています。 ・OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する義務又は本人の権利 ①収集制限の原則について、HIPAA に一部規定されています。 ②データ内容の原則について、該当する規定は不見当です。 ③目的明確化の原則について、該当する規定は不見当です。 ④利用制限の原則について、ECPA 及び HIPAA に一部規定されています。 ⑤安全保護の原則について、HIPAA に一部規定されています。 ⑥公開の原則について、該当する規定は不見当です。 ⑦個人参加の原則について、HIPAA に一部規定されています。 ⑧責任の原則について、該当する規定は不見当です。 ・その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度は不見当です。 詳細については個人情報保護委員会ホームページを参照してください。(https://www.ppc.go.jp/index.html)
(3)	当該第三者が講ずる個人情報の保護のための情報に関する情報	規則第 17 条第 2 項 (※1)	IRS(米国内国歳入庁)は OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。
(4)	個人データの提供先の第三者	ガイドライン 第 13 条 1 項 (※2)	IRS(米国内国歳入庁)へ提供しています。
(5)	提供先の第三者における利用目的	ガイドライン 第 13 条 1 項 (※2)	例えば、租税の賦課徴収などを利用目的としています。
(6)	第三者に提供される個人データの項目	ガイドライン 第 13 条 1 項 (※2)	例えば、内国歳入法、財務省規則、政府間協定、およびその他規則にもとづき求められる口座情報を提供しています。

(※1) 個人情報の保護に関する法律施行規則 (2022 年 4 月 1 日施行)

(※2) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン